

移動等円滑化取組計画書

令和 8 年 6 月 1 1 日

住 所 沖縄県那覇市字安次嶺 377-2
事業者名 沖縄都市モノレール株式会社
代表者名 代表取締役社長 渡慶次 道俊

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 9 条の 4 の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

【旅客支援・教育等に関する事項】 経験の浅い駅務員が他の駅務員との介助能力に開きがあるため、駅務員全体の能力の底上げを目指し、駅務員全員がサービス介助士の資格取得を引き続き目指す。	
---	--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	基準を満たしている

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	基準を満たしている

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームと車両の段差・隙間の状況の周知	固定スロープを設置しているが、段差と隙間が目安値の乗り場を、HP 等で公開することを検討する。

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
HP における情報提供	HP において、駅施設や車内設備について、情報提供を行う

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅務員の介助技術の向上	サービス介助士の資格を全駅務員が取得を進め、障がい者への理解と介助技術の向上に向けて係員の教育を継続実施する

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者や障がい者の利用に対する周知と教育	意思疎通の困難な旅客が適切に利用できるよう、係員への理解と教育を実施する。ポスターや案内放送で、旅客への周知を行う

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

可動柵の更新と同時に固定式スロープを設置しているが、乗降に不安がある方については、係員の渡り板対応を行っている。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
赤嶺駅から首里駅間	視覚障がい者用誘導点字ブロック を JIS 規格へ変更	全駅の施工完了に伴い変更

V 計画書の公表方法

ホームページで掲出

VI その他計画に関連する事項

--

注 1 IVには、Ⅱについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、Ⅱの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。